

J A S 構造材活用宣言事業者の登録に係る要領

1 (総則)

一般社団法人全国木材組合連合会(以下「事務局」といいます。)がJ A S 構造材活用宣言事業者(以下「宣言事業者」といいます。)に係る公募の実施については、この要領に定めるところによるものとします。

2 (登録申請の要件)

(1) 宣言事業者に登録申請できる者は、民間事業者であって、J A S 構造材の供給、または活用の拡大等に意欲を有し、公序良俗に反する者ではないこと。

(2) 法人単位での登録となります。

3 (申請書提出に関する事項)

(1) 提出する書類: 宣言事業者への登録申請を希望する者は、以下の書類を作成して下さい。

① 「J A S 構造材活用拡大宣言登録申請書および付表」(以下「申請書」といいます。)(別添様式1)

② 誓約書(別添様式2)

③ 提出者の概要(株主総会資料、会社概要等)が分かる書類

(2) 募集期間: 平成30年5月1日(火)から平成31年3月29日(金)17時まで
に、持参又は郵送にて提出してください。

(注) 郵送の場合は、封筒に「J A S 構造材活用拡大宣言事業者登録申請書」在中と記載してください。期限内必着とします。

(3) 提出部数

申請書1部

(4) 申請書等の提出場所及び事業の内容・作成等に関する問合せ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3

一般社団法人全国木材組合連合会 担当者: 森田、平松

電話 03-6550-8540 (平成30年5月2日より)

info@jas-kouzouzai.jp

(5) 提出に当たっての注意事項

① 申請書等は、返却しません。

② 申請書等は、提出後に変更又は取消しができません。

③ 申請書等は、提出者に当該事業以外に無断で使用しません。

④ 申請書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。

⑤ 申請要件を有しない者が提出した申請書等は無効とします。

⑥ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

4 (宣言事業者の登録)

(1) 登録審査方法

提出された登録申請書等について、外部有識者等かならなる委員会が定めた基準に従って審査します。

(2) 審査の観点

目標達成の実現性（目標達成の時期及び目標達成水準など）、宣言内容の適切さ等の観点から審査します。

(3) 審査結果の通知等

審査結果は郵送にて通知します。

5 (登録情報の公開)

審査に通過した者の申請書の付表の記載内容は、事務局が作成する本事業のホームページで公開します。

登録情報公開期間は、原則として事業実施期間内とします。

なお、宣言事業者は、別添様式4により、自社のホームページ又は自社の事務所に同様式に記載の目標年月まで掲示すること。

6 (登録内容の変更)

JAS構造材活用宣言登録事業者の登録内容に変更がある場合、事務局へ郵送又は電子メールで連絡することとします。

7 (報告書の提出)

宣言事業者には、事務局から宣言内容の進捗確認や、必要に応じて宣言後の目標に対する成果の報告書をいただくことがあります。

8 (登録の抹消)

7の報告書の提出において、目標に対する成果に著しくかい離があった場合は、宣言事業者の登録を抹消する場合があります。

9 (その他)

(1) 本事業に関する説明会を事務局または別表の地域木材団体が開催します。

詳細は、事務局が設置する本事業のホームページから確認をお願いします。

(2) 説明会への出席は任意であり、申請の要件とはしません。